~ 土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ ~



高

松

市

高 松 市

はじめに

本市は、北は多島美を世界に誇る瀬戸内海に面し、南は緩やかな勾配をたどりながら讃岐山脈に連なり、田園を基調とした讃岐平野に丘陵と河川、さらに多くのため池を持つ多様な自然に恵まれています。市内には歴史的、伝統的文化資源や観光名所が数多くあり、これらのかけがえのない自然環境や恵まれた地域資源を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成11年に環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政とのパートナーシップを 築きながら、「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」を望ましい環境像として、身 近な生活環境から地球環境に至るまで様々な環境問題に取り組んできました。

しかし、計画策定後、環境への負荷の低減を目指す循環型社会形成推進基本法の施行を始め、 平成17年2月の京都議定書が発効、さらに本市では、近隣6町との合併による市域の拡大や第 5次高松市総合計画の策定など、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

こうした状況に対処するため、本市の環境状況や地域特性、市民の環境問題への関心やニーズ 等を踏まえ、地球温暖化の防止および環境にやさしい人材の育成の二つを重点施策として位置付 け、市民・事業者・行政の連携と協働による環境保全の取組を柱とする新たな計画を策定しまし た。

今後、この計画に基づき、市民の皆様が快適に暮らすことができる、人と環境にやさしいまち ・高松の実現のため、今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申しあげます。 計画の策定に当たりまして、市議会や環境審議会を始め、本市の環境に関するアンケート調査 に回答いただきました市民、事業者の方々に心から厚くお礼申しあげます。

平成20年3月

高松市長 大 西 秀 人

り

第1章	基本計画の基本的																							
第1節	基本計画の基本	的考	え	方	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	計画改定の趣旨	• •	•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	計画の位置付け		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	計画の期間・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2節	計画の対象, 構	成·	•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	計画の対象とす	る範	井	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	計画の構成・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2章	高松市の基本的特	i性・	•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第1節	自然的条件・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	位置および面積	• •	•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2	気候・・・・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第2節	社会的条件・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
1	人口等・・・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2	土地利用の推移	; • •	•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3	産業の概況・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第3章	高松市の望ましい	環境	像	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第1節	望ましい環境像		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
1	環境像・・・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
2	基本目標・・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
3	計画の担い手と	役割	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第2節	重点施策・・・		•	•	 •	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第3節	i 施策体系図· •		•	•	 •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		12

第4章	重 施	策の展開・		• •	• •	• •	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
第 1	節	基本目標1	健康的	で安	全な	生	舌環	境	をつ	><	りき	ます	- •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	1	水環境の保全	全••••	• •		•	•	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	2	大気環境の値	呆全・・			•	• •	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	3	騒音・振動	・悪臭の	防止	と化	学特	勿質	対分	策の	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
第2	節	基本目標 2	身近な	自然	環境	を	宇り	育	てま	ミす	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	1	自然環境の値	呆全と創	造•		•	• •	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	2	身近な自然。	とのふれ	あい	の充	亥	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
第3	節	基本目標3	うるお	いと	やす	らき	ぎの	あ	る者	市	環均	竟を	/創	造	il	ま	す	•	•	•	•	•	•	35
	1	快適な歩行	• 自転車	利用	空間	一の創	削造	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
	2	身近な緑の色	呆全と創	造•		•	• •	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
	3	景観・歴史ス	文化の保	全•		•	• •	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
第4	節	基本目標4	環境へ	の負	荷の)少7	ない	循	環型	社	会	を奪	き	ま	す	•	•	•	•	•	•	•	•	49
	1	廃棄物の減量	量と適正	処理	の推	進		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
	2	水資源の確保	呆と水の	有効	利用	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54
第5	節	基本目標5	地球環	境の	保全	こにす	貢献	にし	ます	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
		地球温暖化	の防止・			•	• •	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
第6	節	基本目標 6	環境保	全へ	の理	解。	と取	組	の意	欲	を7	高め	うま	す	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
		環境にやさり	しい人材	の育	成・	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
第5章	t H	画の推進・		• •		•	•	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71
第 1	節	計画の進行体	本制・・			•	• •	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71
第2	節	計画の進捗料	犬況の公	表•		•	• •	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71
資料	‡																							
1	環境	指標一覧表	• • • •	• •		•	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74
2	計画	ī策定経過·	• • • •	• •	• •		•	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76
3	高松	市環境審議会	会委員名	簿•		•	• •	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
4	高松	市環境基本組	条例・・	• •		•	• •	•		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	78
5	「高村	公市の環境に	関する「	ド民・	事	業所	アン	ノケ	·	ト」	結	果林	既要	Ę.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	82
6	用語	解説一覧・						•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	104

第1章 基本計画の基本的事項

第1章 基本計画の基本的事項

第1節 基本計画の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

近年のわが国においては、地方の自立が求められており、市町村合併とともに行財政 改革や地方分権を促進する三位一体改革が推進されています。このような中で、21世紀 は「環境世紀」といわれるように、地球温暖化や循環型社会の構築など環境問題に対す る認識がますます高まっており、一人一人の環境に配慮したライフスタイルの変革が求 められています。健康や食など日々の暮らしの中で、「もったいない」や「スローライフ」 などの考えも取り入れられてきております。

国においては、平成5年に、環境保全に関する基本的な方向を示す「環境基本法」を制定し、6年に、同法に規定された基本理念と施策を具体化するための、「環境基本計画」を策定しました。その後、社会動向の変化に応じて見直しを行い、18年に、環境・経済・社会の統合的向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」を策定しました。また、地球温暖化防止に対応するため、17年2月の「京都議定書」の発効を受け、「京都議定書目標達成計画」を策定するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正しました。

本市では、8年3月に「高松市環境基本条例」を制定し、11年2月に「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」を望ましい環境像とする「高松市環境基本計画」を策定するとともに、環境保全に関する各種施策を展開してきました。しかし、近年、循環型社会へ向けた各種リサイクル関係法等の整備が進むとともに、地球温暖化防止やエネルギー問題への取組の必要性が高まりを見せるなど、基本計画策定後の環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、合併により拡大した市域を対象とした環境施策の展開が必要となっています。

これらのことから、23 年度を最終目標年度とした 11 年 2 月策定の環境基本計画を見直し、改定することといたしました。

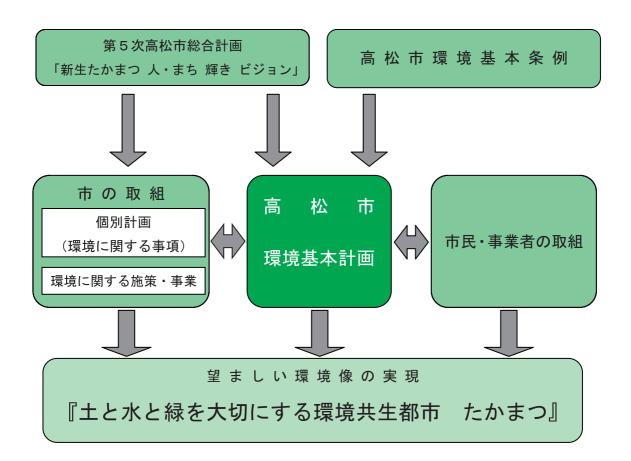
なお、改定に当たっては、環境像や基本目標を継承しました。



2 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例に基づく環境行政の基本の計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すもので、市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するための方策として、市の施策と市民・事業者の行動指針を示しています。

また、本市の最上位計画である第5次高松市総合計画「新生たかまつ」人・まち 輝き ビジョン」の基本構想を具体化する分野別計画として位置付けられています。



3 計画の期間

本計画の期間は,第5次高松市総合計画「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」の 基本構想期間と同じく、平成20年度から27年度までの8年間とします。



第2節 計画の対象,構成

1 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次に示すように身近な環境から地球環境まで、幅 広い意味での環境を対象とします。

- (1) 生活環境の保全 (水質,大気,騒音など)
- (2) 自然環境の保全 (地形地質,植生,動物,自然景観,森林・里山,農地など)
- (3) 都市環境の創造 (公園・緑地、緑化、都市景観、文化財など)
- (4) 資源の循環的な利用 (廃棄物,水資源・水循環など)
- (5) 地球環境の保全 (地球温暖化, 新エネルギーなど)

2 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

- (1) 第1章 基本計画の基本的事項 計画改定の趣旨・位置付け・期間・範囲・構成など、計画に関する基本的事項を示 しています。
- (2) 第2章 高松市の基本的特性 高松市の概況 (自然的・社会的条件) を示しています。
- (3) 第3章 高松市の望ましい環境像 計画の目指す「望ましい環境像」を明確にし、その実現に向けた施策体系と重点施 策を示しています。
- (4) 第4章 施策の展開

「望ましい環境像」を実現するため、各施策をまとめる6つの「基本目標」と12の「施策の柱」を設定し、それぞれの柱に沿った具体的な「施策の項目」を示しています。

- (5) 第5章 計画の推進 計画を総合的かつ計画的に推進するため、計画の進行体制および進捗状況の公表に ついて示しています。
- (6) 資料



第2章 高松市の基本的特性

自然的条件 第1節

1 位置および面積

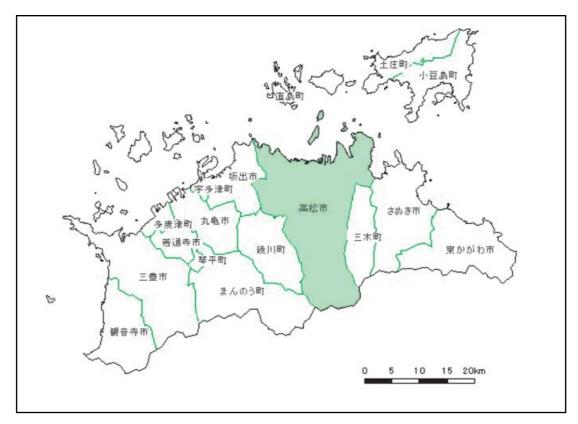
本市は四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置します。北部は国立公園の瀬戸内海 に面し, 女木島, 男木島等の島が点在しています。中央部は讃岐平野または丘陵地が広 がり、数多くのため池が点在し田園景観を形づくっています。南部は讃岐山脈で最も高 い竜王山や大滝山といった山脈が連なっており、豊かな自然に恵まれ多種多様な動植物 の生息地となっています。

高松市の基本的特性

本市は、平成17年9月26日に塩江町と、また、18年1月10日には牟礼町・庵治町・香 川町・香南町・国分寺町の近隣5町と合併しました。

位	置	と	面	積	東経134°02′,北緯34°20′,面積375.11平方キロメートル	
広		ぼ		う	東西 23.6キロメートル 南北35.9キロメートル	

(平成19年8月10日現在)



2 気候

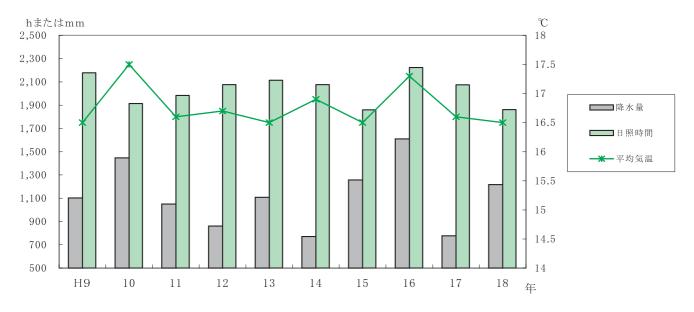
本市は、瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。

また、瀬戸内海に面しており、晴れた穏やかな日には海陸風が発達するなどの局地循環もよくみられます。

気候 (平年値)

区	分	H9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
降水』	量(mm)	1,096.5	1,442.5	1,045.5	856.5	1,102.5	765.5	1,251.5	1,604.5	772.0	1,212.0
日照明	寺間 (h)	2,178.0	1,914.0	1,985.8	2,076.9	2,114.5	2,076.6	1,860.4	2,223.4	2,075.5	1,862.6
平均気	〔温(℃)	16. 5	17. 5	16. 6	16. 7	16. 5	16. 9	16. 5	17. 3	16. 6	16. 5

資料:高松地方気象台ホームページ

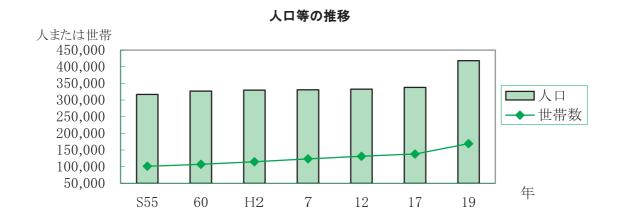


資料:高松地方気象台ホームページ

第2節 社会的条件

1 人口等

本市の人口および世帯数は、近年ほぼ横ばいの状態にありましたが、平成17年9月26 日に塩江町と、また、18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の 近隣5町との合併により、大幅に増加しています。



(単位:人,世帯)

区分	S55年	60	Н2	7	12	17	19
人口	316, 661	326, 999	329, 684	331, 004	332, 865	337, 902	418, 393
世帯数	101, 378	107, 356	114, 809	123, 457	131, 370	137, 944	169, 312
1世帯当たり人口	3. 12	3. 05	2.87	2. 68	2. 53	2. 45	2. 47

※ 各年10月1日現在の国勢調査による。ただし、平成19年は9月1日現在の本市の人口速報による。

2 土地利用の推移

固定資産税課税分の本市内における土地の地目の割合による土地利用の推移は下図のとおりです。

宅地,田,畑,山林などの地目別土地利用面積の推移をみると,宅地が徐々に増加し,田や山林は,農地の宅地造成,林地開発などにより減少していましたが,平成17年度の近隣町との合併により,北は瀬戸内海から南は徳島県境までが市域となったため,山林が大幅に増加しました。

■宅地 ■田 ■畑 ■山林 ■雑種地 年度 S55 21 42 11 23 3 3 22 Н2 24 40 11 28 35 22 4 12 11 23 9 36 19 28 40% 60% 0% 10% 20% 30% 50% 70% 80% 90% 100%

土地利用の推移

※ 固定資産評価面積による。

3 産業の概況

本市の産業については、前の土地利用状況を示すグラフで田畑が減少しているのと同様に、第1次産業の割合が極端に少なくなっている反面、第3次産業の割合が全体の約8割を占めるほど高くなっています。

The state of the s													
区分	総	数	第12	欠産業	第2巻	欠産業	第3次産業						
上 分	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数					
H12年度	21, 725	192, 383	37	342	3, 401	40, 529	18, 287	151, 512					
14	21, 840	203, 546	38	291	3, 252	36, 436	18, 550	166, 819					
16	19, 634	170, 878	35	226	2, 814	30, 981	16, 785	139, 671					

事業所および従業者数

※ 総務省事業所・企業統計調査による。

第3章 高松市の望ましい環境像

第1節 望ましい環境像

1 環境像

高松市は、将来の市民が環境の恵みを享受できる、持続的発展が可能な社会を築くこ とを目指します。

高松市の望ましい環境像

持続的発展が可能な社会とは、人間の活動が持続し、土・水・空気・生き物などの自 然を構成する各要素が、大きな循環の中で均衡を保ち、人間の活動によってその均衡を やぶられることのない、環境への負荷の少ない社会をいいます。

そのため、「土」「水」「緑」を市民が抱く高松ののどかな安らぎを感じる自然の象徴と して、また、その健全な自然の物質循環・自然浄化が確保されるよう、市民一人一人が 環境を構成する一員であるという意識をもって、自然を大切にし、環境に配慮した行動 を市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに進めている社会を「環境共生都市」 としてとらえ、次のような高松市の望ましい環境像を設定します。

『土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ』

2 基本目標

望ましい環境像をより具体化した目標として、次の6つの基本目標を掲げ、その連携 と調和を目指します。

また、基本目標は、施策体系における各施策の基本的な方向性を示すものです。

(1) 健康的で安全な生活環境をつくります

私たち人間の基本的な権利である健康が保護され、誰もが安心して暮らしていける 生活環境にするため、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音、市内河川の水質汚 濁を始めとする公害を防止し、生活環境の改善と向上を図ります。

(2) 身近な自然環境を守り育てます

海・山・川など、私たちの身近なところにある自然環境を、自然との親しみやふれ あいを提供してくれる環境として守り育てます。

(3) うるおいとやすらぎのある都市環境を創造します

地域固有の景観や歴史的環境に配慮しながら、環境への負荷をできるだけ低減する ようなまちづくり、生活者の視点を大切にしたまちづくりを進め、人が暮らし・活動 する場としてのうるおいとやすらぎのある都市環境を創造します。

(4) 環境への負荷の少ない循環型社会を築きます

「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」を「循環型社会」に変えるため、「循環型 社会形成推進基本法」を始めとするリサイクル関連法体系の整備が進められています。 このような状況を踏まえて、発生したごみを適正に処理するという考え方だけでな く、ごみの減量化や資源の循環的利用に取り組みます。

(5) 地球環境の保全に貢献します

近年、大気中の二酸化炭素・メタンなどの温室効果ガスの濃度が上昇し、地球温暖 化という地球規模における環境の悪化に直面しています。

これに対応するために、「京都議定書」が採択され、わが国においても温室効果ガス を削減するための取組が進められています。

このことから,本市では各種取組を推進するとともに,市民・事業者・行政が連携 して地球温暖化防止に努めます。

(6) 環境保全への理解と取組の意欲を高めます

環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を促すため、家庭や地域、職場などでの自主的な環境教育・環境学習を促進するとともに、次代を担う子どもたちが環境への関心を持ち、環境を保全していくことの大切さを学べるよう、学校における環境教育・環境学習などを推進します。

3 計画の担い手と役割

望ましい環境像「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、自主的な取組を行うとともに、互いに連携し協働のもと環境の保全と創造に関する取組を進めていくことが重要となります。

(1) 市 民 (NPOを含む。)

市民は、一人一人が環境に配慮した自主的な行動を実践するとともに、市民活動等の取組にも積極的に参加・協力します。

NPOは、市民の環境に配慮した活動を先導的に推進するとともに、広域的な活動の推進を図ります。

(2) 事業者

事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、積極的に環境に配慮した対応を図るとともに、地域の良好な環境づくりに貢献します。

(3) 行政

行政は、市民・事業者と協力して、環境に関する基本的かつ総合的な計画を策定・ 実施するとともに、自ら率先して環境に配慮した取組を推進します。

第2節 重点施策

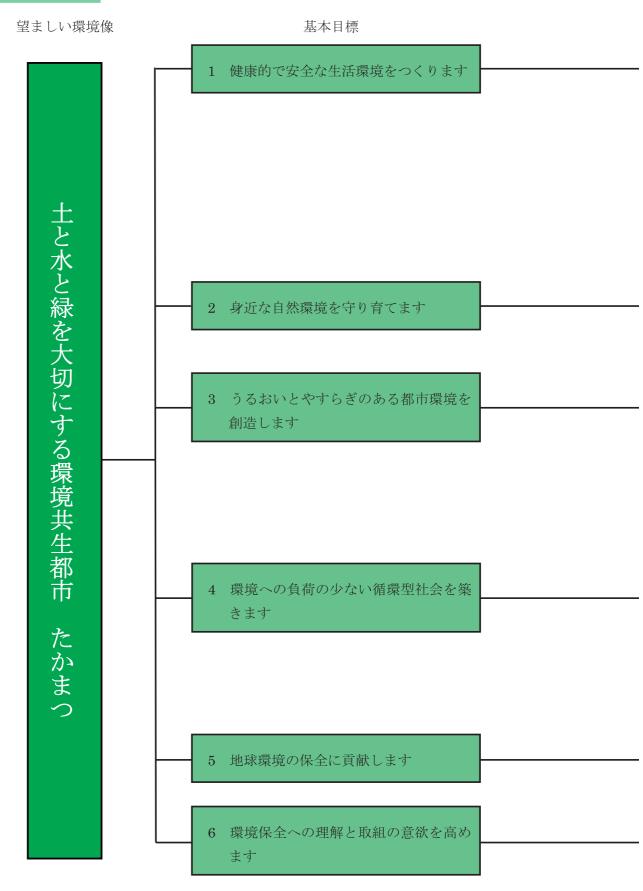
本市の環境状況や地域特性, 市民の環境問題への関心やニーズ等を踏まえ, 本計画期間 中において、早急に対応すべき課題、より重点的に取り組むべき課題を明らかにし、これ らに係る施策を重点施策とし、積極的に推進していきます。

施策の柱 (重点)	重点的に取り組むこと
地球温暖化の防止	地球温暖化は、その影響範囲が地球全体にわたり、将来の世代
	においても、深刻な影響を及ぼす人類共通の大きな問題です。
	本市においても、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガス
	排出量の削減に努め、地球温暖化の防止に取り組みます。
環境にやさしい人材の	環境を保全するためには、すべての市民・事業者が環境に関心
育成	を持ち、環境保全意識を高めていくことが必要です。
	このため、環境情報の提供、学校教育および生涯学習における
	環境教育・環境学習の充実、これらを担う人材の養成などに取り
	組みます。





第3節 施策体系図



施策の柱 施策の項目 111 水質浄化対策の推進 11 水環境の保全 112 水質調査の実施 121 固定発生源対策の推進 122 自動車交通公害対策の推進 12 大気環境の保全 123 有害大気汚染物質対策の推進 124 大気調査の実施 131 騒音・振動対策の推進 13 騒音・振動・悪臭の防止と化学物質 132 悪臭対策の推進 対策の推進 133 化学物質対策の推進 豊かな自然環境の保全 211 21 自然環境の保全と創造 212 身近な自然環境の調査 レクリエーション型農業の推進 221 22 身近な自然とのふれあいの充実 自然とふれあう場づくり 222 快適な歩行・自転車利用空間の創造 311 自転車利用環境の整備 321 都市公園等の整備 32 身近な緑の保全と創造 322 緑化の推進 323 環境に配慮した公共工事への取組 331 美しいまちの形成 景観・歴史文化の保全 332 歴史・文化的財産の保存活用 ごみに対する意識の改革 411 41 廃棄物の減量と適正処理の推進 412 ごみ処理の適正化 413 不法投棄の防止 421 節水意識の啓発 水資源の確保と水の有効利用 422 水の循環利用の推進 42 423 水源の確保 511 温室効果ガス排出量の削減 51 地球温暖化の防止【重点施策】 512 地球温暖化防止の普及啓発 513 新エネルギー導入の推進 611 環境教育・環境学習の推進 61 環境にやさしい人材の育成【重点施策】 学校教育活動の推進 612

613 自主的な環境保全活動の促進